

日本の思想課題として「韓国併合」 —「韓国併合」百年ノート—

権 純 哲*

Japanese Annexation of Korea as a Japanese Philosophical Problem
— Note on 100 Years of Japanese Annexation of Korea —

KWON, Soon Chul

O. 「韓国併合」百年を迎えて

「韓国併合」とは

「韓国併合」という用語は、1909年7月6日に閣議決定された「韓国併合に関する件」ではじめて公の場にあらわれた。「帝国ノ韓國ニ対スル政策ノ我実力ヲ該半島ニ確立シ、之カ把握ヲ厳密ナラシムルニ在ルハ、言ヲ俟タス」と言って示された政府の「大方針」は、「第一、適當ノ時期ニ於テ韓國ノ併合ヲ断行スルコト。韓國ヲ併合シ、之ヲ帝国版図ノ一部トナスハ、半島ニ於ケル我実力ヲ確立スル為、最確実ナル方法タリ。(中略) 併合ヲ実行シ半島ヲ名実共ニ我統治ノ下ニ置キ且韓國ト諸外国トノ条約関係ヲ消滅セシムルハ帝国百年ノ長計ナリトス」と決定された。

2010年、「帝国百年ノ長計」の「断行」からその百年を迎えたのである。

一般的に「百年」は「記念」するのだが、「韓国併合百年記念」としなかったのは、一方に「水に流そう」とする「忘却」の誘惑があったからであり、もう一方には「記憶」に刻まれた「屈

辱」があったからであろう。

この案を作成した政務局長倉知鉄吉は、つぎのように述懐している¹。

因に曰ふ、當時我官民間に韓国併合の論少からざりしも、併合の思想未だ十分明確ならず、或は日韓両国対等にて合するが如き思想あり、又或は奥匈國の如き種類の国家を作るの意味に解する者あり、従て文字も亦合邦或は合併等の字を用ひたりしが、自分は韓國が全然廃滅に帰して帝国領土の一部となるの意を明らかにすると同時に、其語調の余りに過激ならざる文字を選ばんと欲し、種々苦慮したるも遂に適當の文字を発見すること能はず、因て當時未だ一般に用ひられ居らざる文字を選ぶ方得策と認め、併合なる文字を前記文書に用ひたり。之より以後公文書には常に併合なる文字を用ふることとなれり、乍序附記す。

(下線は強調：権)

「合邦」でもなく「合併」でもない「併合」とした理由は、「韓國が全然廃滅に帰して帝国領土の一部となる」新しい意味を持たせるためであった。「韓国併合」という言葉はこのようにし

* クォン・ソンチョル

埼玉大学教養学部教授、韓国思想史

て誕生した² のである。

実際その「帝国百年ノ長計」を断行する儀式は、その1年1ヶ月後の1910年8月22日に行われた。それは、「日本国皇帝陛下及韓国皇帝陛下ハ両國間ノ特殊ニシテ親密ナル関係ヲ顧ヒ相互ノ幸福ヲ増進シ東洋ノ平和ヲ永久ニ確保セムコトヲ欲シ此ノ目的ヲ達セムカ為ニハ韓国ヲ日本帝国ニ併合スルニ如カサルコトヲ確信シ」（前書き）、韓国皇帝は「韓国全部ニ關スル 切ノ統治權ヲ完全且永久ニ日本国皇帝陛下ニ譲与」（第1条）し、日本国皇帝がその「譲与ヲ受諾シ且全然韓国ヲ日本帝国ニ併合スルコトヲ承諾」（第2条）するという条約によるものであった。

喜田貞吉が『韓国併合と国史』（1910）を緊急出版して「明治昭代の大盛事」「古今東西の歴史に於ても實に比類なき」ものと称えた「韓国併合」。それを達成するまで大日本帝国が歩んできた道のりは、日清・日露の両戦争が象徴するように、勝ち続けてきた新生帝国の成長過程であったが、大韓帝国は、それに反比例して弱体化と亡国の道を歩んだ。大韓帝国の「全然廃滅」が、大韓帝国皇帝と大日本帝国天皇との統治権の譲与と受諾による「併合」と記され、実現されたのである。武力の威圧によって侵奪された「切の統治権」であるのに、その「譲与」「受諾」とは……。近代国家学の定義や国際法に基づいた絶対君主の間の条約だというのである。

大日本帝国は、宮内大臣管理下に「李王職」を新設して韓国皇帝家の保護存続を保証し、韓国皇族や大臣ら高級官僚に対しては「朝鮮貴族令」によってその名誉と地位を制度上保証し、「両國間ノ特殊ニシテ親密ナル関係」の新たな体現として韓国を「併合」したのであり、それによって「東洋ノ平和」が永遠に確保できると宣言したのである。

1910年8月29日、大日本帝国と大韓帝国が「併合」する詔書・詔勅が条約とともに公表されるまでは、「韓国保護」「韓國扶掖」をうたう協約・条約による領土占領と国権強奪の侵略が行われた。儒教理念に基づいた革命王朝の歴史のなかで、「公論」による「君民共治」の文化を育んできた朝鮮の士民は命を懸けて、虚言と武力による国権侵奪に抵抗した。社説「是日也放声大哭」をもって「保護条約」締結に抗議した皇城新聞は停刊され、反対上疏をあげ宮闈前で抗議していた前贊政大臣閔泳煥と前左議政趙秉世は、遺書をのこし自決し、士民とともに「義兵」をあげて戦った儒者許鷺は、ついに日本軍に逮捕され死刑に処せられた。やがて言論はすべて官製化され、「併合」の広報宣伝を担っていく。「併合」に憤死した李晚燁は、退渙李滉の後孫として嶺南を代表する儒者であった。

大日本帝国が大韓帝国を「全然廃滅」した「韓国併合」は、このようにして達成できたのである。

植民地支配とは

併合後、1945年8月15日、大日本帝国がポツダム宣言を受け入れ無条件降伏をするまで、35年間、天皇の親任する総督による植民地朝鮮支配が「視同仁」の名のもとで行われ、朝鮮人の日本人化の歴史が始まった。朝鮮人の日本人化いわゆる「同化」（ジャパニゼーション）政策は、史論イデオロギーとともに強権的法制によって推し進められ、この歴史を担い作っていた主役は、帝国の新領土に移住・植民した日本人であった。その脇役を務めたのが「売国奴」「親日派」と呼ばれる朝鮮人であった。

「韓国併合」以前から流行っていた「日鮮域」論や「本家・分家」論さらに「日鮮同祖」論など史論による日本本位の民族優越アイデンティティ論は、在朝日本人に朝鮮人「同化」の

使命感を助長した。それゆえ 般的呼称の「朝鮮人」が、帝国民の日常の差別語となり、さらに「鮮人」と呼ばれた。

また、朝鮮支配による建設・開発の現場とともに朝鮮の風景、人々の生活、古跡などの写真を載せた朝鮮観光案内や朝鮮旅行記にみると、内地日本人にとって朝鮮は異境であった。日本の無条件降伏を求めたカイロ宣言に対して言論は「戦局破綻を糊塗」する「敵傲慢の決議」（朝日新聞）と言い返したのみであって、宣言文中の「朝鮮人民の奴隸状態」を知る余地もなかつた。そのように大日本帝国の植民地朝鮮支配の歴史は、内地日本人の皮膚感覚がなかなか及ばない異境の歴史でしかなかつた。

当時植民地朝鮮から帰朝帰郷した日本人の体験談は、大日本帝国の栄光なる物語の 素材となり、敗戦後引揚者の語りえない苦難による沈黙は、自ら生活しながら関わった植民地朝鮮での記憶に眼をそむけ、意図せずにも歴史の隠蔽を助けることになったのである。

いっぽう朝鮮人の場合、「韓国併合」条約においては、身体および財産に対する保護は「同地ニ施行スル法規ヲ遵守スル韓人」（第 6 条）のみに与えられ、「誠意忠実ニ新制度ヲ尊重スル韓人」は「韓國ニ於ケル帝國官吏ニ登用」（第 7 条）されると、大日本帝国の植民地支配への協力・従順が強いられた。「朝鮮貴族」は「売国奴」と糾弾され当初より不名誉の代表的象徴であったのであり、朝鮮の日本化と朝鮮人の日本人化を率先し、また先頭に立ってその宣伝啓蒙にはたらいた朝鮮人は「親日派」と非難された。

そして「教育ニ関スル勅語ノ旨趣ニ基キ忠良ナル国民ヲ育成スル」（「朝鮮教育令」1911）を本義として朝鮮人の日本人化教育が行われ、その政策上の総仕上げとして行われたのが「創氏改名」（1940）であった。そして志願兵制度（1938）に継ぐ徵兵令の実施（1944）は朝鮮人

の「日本人」たる最初の証明となった。このように大日本帝国の 地方になった朝鮮で生まれ育てられた朝鮮青年の多くは、大日本帝国の皇軍として戦場で散華し、戦犯にもなつたのである。

植民地支配とは、民族アイデンティティの改造による民族アイデンティティの抹殺にほかなからなかつた。創られ改められた氏名はあるが主を知らない預金通帳や遺骨がいまだ存在するゆえんである。植民地支配下での民族の分裂、家族の流離、アイデンティティの歪曲が歴史の病となり、民族的思想課題となつた。この歴史現場から引き揚げていく日本人の脳裏にこの歴史の風景が、惜しまれる栄光の大日本帝国の朝鮮支配と刻まれたのだろうか。「栄光の帝国主義」とは、大日本帝国高級官僚として、戦後には政治権力の中枢で活躍する人のことばであった。

解放とは

1945 年 8 月 15 日の「解放」とは、植民地支配下にあった人々としては、新たな誕生を意味するものであった。しかし、改造され抹殺されたアイデンティティであったゆえに、その再生には、相応の自己反省と自己批判をのり越えなければならなかつた。それは、1945 年以後今まで、半島の人々が歩んできた歴史が証明する。

韓国・朝鮮の人々において「反日」とは、むしろ「日本人化」させられた自分、心身に刻印された「日本」に対するものであり、社会に浸透していた「日本」に対するものであった。1950 年代、60 年代、70 年代の韓国社会を風靡した「日帝残滓剔抉」「倭色文化排除」「国語醇化」などのスローガンは、自己再生に苦労した世代の二世による民族主体の回復、民族文化再建の掛け声であり、叫びであった。

このような「反日」の課題とともに、武装ス

パイ侵入事件や拉致拿捕事件に象徴される南北対立の問題にも対応しなければならず、また長期独裁政権に対する民主化の課題をも遂行しなければならなかつた。南北の分断は、国際政治の力学のなかで決まったものの、その原点に大日本帝国による植民地朝鮮支配があり、今なお「解放」は未完のままである。

大日本帝国の臣民にとっても 1945 年 8 月 15 日は「解放」であったはずである。だが、無条件降伏の敗北感と占領体制下での屈辱感がまたせいか、大日本帝国体制から「解放」の意識は薄れ消え去つたように思われる。

「韓国併合」百年。これから 2045 年まで、大日本帝国の植民地朝鮮支配に因る様々な出来事の「百年」がつづく。今、それぞれの「百年」の歴史に向き合う日本が問われ、「わたし」が問われている。

1. 最近の研究から：学問と知識とは

「韓国併合」百年に際して、全国各地で国際シンポジウム、公開講座などの催しもあり、それを特集した雑誌も多く出された。『思想』『世界』『季刊日本思想史』『歴史学研究』『歴史地理教育』が特集した記事（目録を付録す）をはじめとして最近の研究書から学び、考えさせられたことは甚だ多かつた。以下、私のメモを適宜整理しておきたい。

韓国併合条約の成立／不成立・合法／不法・妥当／不当をめぐる論争

まず、「韓国併合」に至るまでの国際法上の端緒は、日露戦争後のいわゆる「保護条約」にあるが、それらの条約の合法性・妥当性をめぐる相当長い議論³ があつて注目された。条約の当

事者や関係当局者関係文書そして新聞など当時の記録を詳細に比較分析するとともに、条約原本の署名・押捺の有無や真偽の状況をほかの条約原本と対照検討し、当時の国際法上の手続きなど形式上の不備を明らかにするなど、その成立／不成立・合法／不法性・妥当／不当性をめぐって論じ合つた。これらの論文を収録した笹川紀勝・李泰鎮編『国際共同研究：韓国併合と現代—歴史と国際法からの再検討』（2008）には、いくつかの論文を収録することができなかつたという。とくに掲載許諾を得られなかつた「合法・不当」論の不在は、編者の批評によって内容の 端をうかがうことはできるものの、積み重ねてきた議論の結実段階においての欠点といえよう。いずれにせよ、この議論においては、新たな資料発掘により新たな事実が糾明され、新たな学説も紹介され、「韓国併合」理解の幅を広げるのに相当貢献したのであり、その間にあつた研究の進展ぶりをうかがうことができる。

ちなみに、この議論に対しては、「民」への視点の欠如のゆえに侵略や植民地支配の本質が抜け落ちているという批判⁴ があつた。「韓国併合」植民地朝鮮支配に対する総体的把握および本質的理解に努める姿勢は研究者にとって重要である。

なお、そこで対立した「合法・不当」論は、現在の日本政府見解と一致し、「不法・不当」論は、韓国人々の「強占=強制占拠」論と同じである。のちにみる日韓知識人共同声明は、「韓国併合」の「不義・不当」性が今までの学問的研究によって明らかになつたので、日韓両国民の眞の和解のために日韓基本条約第二条の韓国側の解釈を日本政府に受け入れるよう求めるものであつた。学説の対立があるにしても、「韓国併合」・植民地朝鮮支配の本質と何か、具体的な事実、それをどのように受け止め理解すればよ

いか、歴史に向き合おうとする「わたし」の自己省察がまず必要であると考える。

民衆史

そのいっぽう注目されたのは、「民衆」に焦点を当てて、「韓国併合」と植民地支配に対する認識を問い合わせ直す研究であった。日清戦争中、東学農民軍を「ことごとく殺戮すべし」という大本営の命令による「東学農民軍包囲殲滅作戦」が無残にも行われた実状を「南部兵站監部陣中日記」によって実証した井上勝生氏の「東学農民軍包囲殲滅作戦と日本政府・大本営 — 日清戦争から『韓国併合』100年を問う」(『思想』)、日本軍に対する義兵戦争のなか、疲れ果てた末に「韓国併合」を静かに迎え入れた民衆の心性に注目し、それが武断政治期から三・一運動に至るまでいかに形成され、いかなるものとしてあったのかを警察関係文書によって描き出した趙景達氏の「武断政治と朝鮮民衆」(『思想』)が印象に残った。併合後の朝鮮人の動向を探るべく行われた警察の民情調査資料『酒幕談叢』⁵の内容紹介と分析や資料利用時の注意の指摘も意味深かった。侵略と植民地支配によって苦難を強いられた民に注目する民衆史研究は、幅と深みを増していく、今後さらなる史料の発掘による研究の進展が期待される。

いっぽう民衆史研究においては、最近も話題になっている植民地近代化論に対する批判を基本に据えている点⁶が特に注目される。植民地支配下での人々の生活に現出する文化現象を取りあげる研究成果が相当出ているが、その多くが従来の研究にみられる二項対立的分析視角を単に批判しているのが問題を孕んでいる。植民地生活・文化史研究ともいえる新たな研究地平を開いたという評価もある植民地近代化論だが、植民地研究であるにもかかわらず、そこには植民地が存在しない、むしろ植民地支配の本質が

捨象されるか、隠蔽されるという批判である。ようするに、植民地帝国の植民地支配の構造的特徴である二項対立を、研究において安易にはずしてはいけないというのである。植民地なき植民地研究と批判されるゆえんである。

また、須田努氏の「江戸時代 民衆の朝鮮・朝鮮人観 — 浄瑠璃・歌舞伎というメディアを通じて」(『思想』)は、朝鮮通信使ブームの後に流行する浄瑠璃や歌舞伎台本の朝鮮関係セリフを取りあげ、日本人の朝鮮蔑視意識が近代以前からすでに育まれていたことを指摘している。とくに「三かん王は日本のいぬ成」というセリフの伝承実態には驚いた。『日本書紀』の関係記事にパロディした文芸の流行からは、朝鮮蔑視を材料とした江戸時代の商業主義文化の 端を知ることもできた。

情報操作と改竄：国家権力・メディア

このような民に注目した研究から浮き彫りになるのは、その向こうに存在する、大本営や警察という国家権力と、浄瑠璃や歌舞伎そして図書というメディアの力である。

まず、国家権力が関わった文書・記録に関しては、研究者の努力による資料発掘の功績は大きい。たとえば、江華島事件を起こした雲陽号日誌の発掘により外務省編纂『日本外交文書』(第八卷 1940) 収録報告書の改訂事実⁷が、参謀本部編『日清戦史』(1904-07) の草案群の発掘により改竄実態と当初事件の真相⁸が明らかになり、1905年11月締結の「乙巳保護条約」原本が公表され、名称記入部分が空白であり、それゆえ便宜上「第二次日韓協約」「日韓新協約」と名付けられたこと⁹が最近になって明白になった。当時状況を想像するに余りある事実である。また同条約の復命書草案には「同意せず」と書かれた部分に赤色の修正線が引かれ、「韓国の将来のため同意せざるを得ないと判断し、当

局者に妥協を命令した」と書きかえられていたこと¹⁰も明らかになった。このような事例からみると、国家権力による事実隠蔽・歪曲がまたどれほどあるのか、事実究明の進展のために大日本帝国文書・記録の早期公開が待たされる。

いっぽう、メディアの場合、国家政策の広報機能もある方、国家権力を批判牽制する機能も持ち、民に対しては、情報の周知伝達の機能とともに啓蒙の役割を担う。したがってメディアには、権力に迎合しようとする権力志向と、民の欲求を刺激し誘おうとする商業主義の傾向がある。とくに日清・日露戦争を機にして新聞や雑誌など大衆的出版文化が急成長していき、大日本帝国の成長過程のなかで帝国臣民の文化が育まれていた。そのなかに「大逆事件」があった。

『平民新聞』などを通じて日本の帝国主義侵略を批判してきた幸徳秋水ら社会主義者・無政府主義者を天皇暗殺未遂事件にでっち上げて逮捕したのが1910年6月で、翌年1月に秋水ら12名が死刑に処せられた。これは、文明開化の中で生れ育まってきた自由民権思想が大日本帝国によって虐殺弾圧される瞬間であった。「韓国併合」公表の直前と直後に世を震撼させ輿論を喚起したこの「大逆事件」は、「韓国併合」とともに大日本帝国の絶頂を象徴する思想事件であった。この事件を契機として天皇制イデオロギー強化の「南北朝正闇論」「天皇主権説・機関説」「国体論」へ展開されていき、学界もメディアも天皇制国家主義への傾斜が顕著になっていく。

ここで、メディア情報に携わるジャーナリストや、その生産に従事する知識教養人の役割は重要であることを改めて考えさせられる。だが、「民」の間の情報発信が常態になってメディア情報があふれている昨今の状況や動向を考えると、メディア情報を監視・批判するのは、もはや知識教養人よりも「民」であることは明らか

である。関連して日韓における「民」の存在はますます大きくなっていく。

歴史知の生産と再生産

メディアと知識教養人と関連して、とくに「韓国併合」を記念して1910年の紀元節に出版された『歴史地理臨時増刊号』寄稿論文を取りあげた研究があった。李成市氏の「『韓国併合』と古代日朝関係史」(『思想』)は、古代日本の任那日本府、神功皇后の三韓征伐に基づき、または日清戦争と日露戦争の経験に重ね合わせて論じられた古代日朝関係史は、両戦役を経て「韓国併合」に至る「国民の神話」となっていたと述べ、いまの歴史学においては否定されているものの、この歴史感覚は戦後にも継続していたことを指摘している。

これは1980年代「歴史教科書問題」以前の問題といえる。歴史認識をめぐる「妄言」例¹¹を引くまでもなく、「歴史教科書問題」論争の際にその実態は広く知られていた。少なくとも1970年代まで学校教育の現場では、大和朝廷が任那日本府を通じて朝鮮半島南部を支配していたという明治以来の国史教科書に描かれていた古代史像を史実と教えていたので、古代日本の「列島の統一」と「朝鮮半島支配」とがセットになり、のちに秀吉の朝鮮侵略も西郷隆盛の征韓論も古代の反復としてとらえる人が現在50代以上には相当いると考えられる。

戦後にも続けていたこのような歴史感覚の問題と関連して、いわゆる「司馬史観」批判¹²にも注目する必要がある。とくに2010年NHK大河ドラマとなった「坂の上の雲」原作に対して、朝鮮認識の欠如が指摘された¹³。人気作家の小説であっただけに、明治時代反省どころか明治時代美化の歴史感覚の再生産が憂慮されたからである。「明治昭代の大盛事」と称えた「韓国併合」は、明治の大日本帝国の最高の到達と

いえる。明治時代に構築された自国史中心の歴史認識、歴史感覚に対する反省や批判を経てからこそ明治時代歴史に対し共有しうる歴史認識が構築可能である。明治時代歴史は、新たな視覚による再照射に値する学術文化が数多く眠っているからである。

歴史関係雑誌やドラマなどのメディアによる無自覚・無反省・無批判の歴史感覚の伝承可能性や危険性に注目すると、大衆文化にはびこる「嫌韓流」類の歴史観の問題に留意する必要がある。「歴史教科書問題」以前世代によって反復される歴史感覚や歴史意識に由来する問題のほか、大衆文化の商業主義に対する警戒とともに、良質の大衆文化が育つことのできる元気な知的環境の確保が重要になる。

この問題と関連して、板垣氏¹⁴は、大衆マガジンの商売戦略もあるうが、国粹主義的「反韓・嫌韓」論調の記事や書物が流行ったり、暴論激論がインターネット上競り合うように氾濫している現今文化現象を憂慮し、諸分野の専門家に韓国への関心を呼びかけていた。「韓国併合」や植民地支配に対する発言は、主に韓国朝鮮の歴史・文学・思想分野の研究者に限られている傾向があり、西洋をフィールドとする研究者の関心の薄さ、無さの問題を指摘しているのである。この批判的指摘は印象深かった。「韓国併合」について当時の国際関係のなかで再照査した南塚信吾氏の論稿¹⁵はその応えの つと云えよう。「韓国併合」や植民地支配に対して様々な分野の研究者の発言が待たれる。

ここで関心の的となる韓国にはさまざまな日本がある。日本にさまざまな韓国があるように。韓国理解はずなわち日本理解を深めることに直結する。隣国であるゆえんである。両国に存在する歴史上交流の痕跡は、植民地時代に朝鮮人同化・内鮮 体のための歴史材料として発掘され、大日本帝国史の 部として語られた¹⁶。そ

の史跡は今も日韓友好の歴史材料として語られている。今、過去のことを論じるのは、それが過ぎ去らず今にひきずられ、今の問題になっているからであり、そのような今の行動こそがのちに今の歴史となるからである。

記憶・忘却

板垣氏の同論文「〈東アジアの記憶の場〉に向けて — 朝鮮史からの視点」は、じつはフランスでの「記憶の場」プロジェクト（エピール・ノラの主宰で 1981 年から 1992 年に終了）の内容に触れながら、その問題点をも指摘し、朝鮮史からの視点で〈東アジアの記憶の場〉に向けて問題提起をするものであった。

「記憶の場」の「場所」とは物理的な意味における「場所」だけでなく、記憶を想起させ、話を導き出すような要素のことをいう。たとえばフランスでは、国旗の「三色旗」、建築物の「パンテオン」、小学校歴史教科書の「プチ・ラヴィス」など「記念碑的」なもののが形成と伝承過程、「社会的共同体のメモリアルな遺産を象徴する要素となったもの」が取りあげられた。歴史学が作り出す「歴史」と、生きられた「記憶」の「間」にある無数の「記憶の場」に着目するこのプロジェクトの歴史学への貢献は、「事実はいかなるものであったか」というよりは、「いかに認識され記憶されてきたか」を 次的な議論の対象に据えた、歴史研究のある種の革新を試みたと評される。

だが、板垣氏の指摘しているように、この「記憶の場」論は、無数の記憶を「記憶の穴」に「屍体」として葬り去り、その上に「均質で空虚な」想像の連続的空間を形成してはじめて成立する。ようするに、「社会的共同体のメモリアルな遺産を象徴する要素となったもの」を選び出して構築する作為そのものが、その基準から排除された無数の記憶の「忘却」への儀式であるという

構造的欠陥がある。「植民地的なものと地方的なものの相対的な無視」と批判したフランス支配下のサイゴン生れのフエタム・ホー・タイの指摘がそれである。

いっぽう、「社会的共同体」の持つ閉鎖性ゆえに現れる「記憶の衝突」あるいは「記憶の反撥」のような問題にも留意する必要があると思った。しばしば観察される例としては、伊藤博文と安重根においては「記憶の衝突」が、“Remember Pearl Harbor”と“No More Hiroshima”においては「記憶の反撥」があげられよう。

そして、この「記憶の場」論を東アジアに向けてみようとする板垣氏は、そもそも「東アジア」という用語が、「均質で空虚な」地空間を前提とした認識を脱構築するために導入された概念であったために、どのような「記憶の場」に注目するかによって、まったく異なる「東アジア」が見えてくる、と指摘する。その例として氏は、国境をまたがって共通する「元寇」「儒教」などをあげる方、「力道山」にみられる日本・韓国・朝鮮それぞれの「国民的」な「記憶の場」の間にある非-場、記憶の越境、溝、転移といった問題をも指摘している。

「東アジア」という用語の先代には「均質で空虚な」地空間を前提とした「東亜」さらに「東洋」が用いられた。たとえば「東洋哲学」「東洋文化」「大東亜共栄圏」は「異質」を踏みにじり「同質」を廣告塔として創案され、日清戦争の勝利によって「東洋の霸者」の座につき、日露戦争後は東洋の代表を自任し、「韓国併合」・満洲国の建国をへてからは自ら「大東亜共栄圏」のリーダーになり、やがては大東亜戦争(=The Pacific War 太平洋戦争)に出たのが大日本帝国であった。そのスローガンが「東洋の平和」であり、「大東亜共栄」であったのである。「東アジア」というには、板垣氏が言ったように、この大日本帝国の「東洋」認識を解体(=deconstruction

脱構築)する意図や目的があったはずであるが、昨今の「東アジア共同体」構想などを想起するまでもなく、〈東アジアの記憶の場〉論が日本に突きつける課題¹⁷は痛く、それが暗示している教訓も甚だ多い。

東アジアの周辺国としての日本と儒教モデル

つぎに、「韓国併合」百年にあたって「東アジアの周辺部としての日本史」という視覚から日本史認識のパラダイム転換と新たなパラダイム模索を提案する宮嶋博史氏の「日本史認識のパラダイム転換のために—『韓国併合』100年にあたって」(『思想』)に注目したい。

従来の日本近代史研究について日本中心主義的と批判し、東アジアの周辺国としての日本近代史を再構築すべきであるという氏の主張には、学問としての歴史研究の自己批判・自己反省を促している。東京大学教授から韓国の成均館大学教授に転じて、韓国で後進を指導しながら日韓両国にまたがって活躍している氏は、同時に、「儒教モデル」を「儒教的近代性」として提案¹⁸している。

「儒教モデル」とは、儒教=朱子学の理念実現を目指す国家、社会体制であり、その核心は、科挙によって選抜した儒教知識を有する者が國家統治を担当すること、および、統治のもっとも重要な方法としての「礼治」の徹底化、の2点である、という。このような「儒教モデル」は、中国、朝鮮、ベトナムなどで採用されたが、徳川時代の日本のみがこの動きに同調せず、むしろ中国や朝鮮における儒教国家のあり方に無関心であり、それと比較して日本の体制を構想するという普遍的な思考回路を欠いていた。そして、その無関心は明治以後さらに決定的となったと指摘する。

氏の提案は、以下のように理解することができよう。

まず、日本近代史研究における学問的かつ哲学的ターニング・ポイントとして「韓国併合」100年の意味は大きい。つぎに、東アジアの新たな秩序を模索すべく、歴史上に存在したその契機や可能性として儒教に着目した意義も大きい。「儒教モデル」「儒教的近代性」とは、日本史研究に対する批判の延長線上に出されたので、今後その反響の動向が注目される。

さて、「儒教モデル」からみると、徳川幕府はそれを国家体制としては導入しなかったものの、受容以後盛んに研究され、日本独特の展開を見せている江戸時代の儒学を中国・韓国・ベトナムの視点からみると、どのように説明できるのか。これが氏の投げかける第 課題であると考える。日本近世（思想）史の再考であり、再構築である。

第二の課題は、日本近代史の再考、再構築であるが、その契機は、東アジア各国がそれぞれの近代史を、近世と現代と関連して構築している現状認識にあったと考えられる。韓国の場合、植民地支配下で構築された「朝鮮史像」を洗い直し、新たな歴史に書き直したのであるが、そこには大日本帝国の「国史」と「朝鮮史」の外圧によってはじまつた大韓帝国の「東国史」「朝鮮史」「韓史」に対する思想史かつ史学史上の反省があり、植民地期「国史」によって歪曲された「朝鮮史」に対する批判がある。これは、中国における大日本帝国の「支那」研究に対する批判にも共通する歴史認識である。ようするに、ここで見過ごしてはいけない点は、大日本帝国の「支那」研究と「朝鮮」研究が日本国の隣りでいまだ生きていた事実であり、またその事実に対する日本の関心の不足と自覚の欠如である。

以上のように理解すると、相互の研究協力なしにこの課題遂行は不可能であることが明らかになる。課題を共有した日本と韓国と中国さらにベトナムの研究者が協力して研究を進めて

いくなかで育まれる相互信頼は、重要な共通基盤となる。その相互信頼が深まると、課題に対する研究結果とともに相互共通しうる「道」と「徳」の発見、氏の言う「普遍的思考回路」も確保できるのではないか。と同時に、それぞれ社会の相異を明確に認識しあう契機が用意され、相互信頼をより強固にできることも期待できる。氏の日本中心の歴史学の反省を求める批判的理由と目的がこのように思えてきた。

じつは日中韓だけをみても、人的交流・往来はもちろん、長期滞在の移住人口も増加しつつある。音楽・映画などの芸術やスポーツ、飲食、旅行など庶民ベース交流の現況をみるとまでもなく、経済的・社会文化的相互関連・相互依存・相互協力の必然性から想像される東アジア近未来社会は、人々の有機的に混住・雑居して生活する姿である。このような生活文化形成に有効な思想材料は、むしろ儒教より仏教や、近代以後のキリスト教かもしれない。

アイデンティティ

「日本人」という概念やアイデンティティの形成については、小熊英二氏の研究¹⁹によって知られているように、大日本帝国憲法制定後、日清・日露戦争、そして「韓国併合」を契機にして、メディアや学校教育を通じて一般の人々に優越意識として形成されていった。新たな日本人のアイデンティティを模索しようとするならば、この近代「日本人」を解体していくなか、ヒントも手がかりもみつけることができると思う。

この問題と関連して成田龍 氏は、敗戦一帝国の崩壊にもかかわらず、払拭できなかった植民者日本人の「帝国意識—植民地主義」の問題を指摘するとともに、朝鮮生まれ日本人の贖罪意識や自己意識の混乱と喪失の存在を「植民地体験」の問題として論じている²⁰。たとえば「朝鮮」にいるときには「日本人」でありたいと思

い、「日本」では自分が「日本人」でないことを「自覚」した、「昔もいまも半日本人・半朝鮮人である」という詩人村松武司の体験告白²¹は、アイデンティティの混乱・喪失という点において在日韓国朝鮮人と類似する。だが、「差別」の生活体験が異なったのはいうまでもない。

関連して在日二世の尹健次氏は「天皇制と朝鮮」(『世界』)で、日本「国民」のアイデンティティをつくりあげた三本柱として、西欧崇拝思想・天皇制イデオロギー・アジア蔑視觀を指摘する。西欧崇拝とアジア蔑視は表裏関係にあり、異質な他者に対する差別・偏見がその内実であり、システムとしての天皇制がその装置であるといふ、このようにつくりあげられたアイデンティティについて、人びとの内面を呪縛する天皇制的心情・振る舞いとも説明する。

このような分析の上、新たな日本人のアイデンティティ模索と同時に遂行することができる課題として、「かすかな記憶を忘れ去ることなく、赦しや和解の言葉を安易に口にせず…相手の非を唱えるよりは、アジア共同体的な感覚を育てる…」ことなどの「日常の積み重ねの上にこそ」日韓の「歴史」課題だけでなく、脱国民国家・脱国境・脱民族といった地球市民の課題を実現していく、と提案している。

植民地朝鮮支配が朝鮮人の「日本人化」であったために、日本人の朝鮮人への差別意識は、帝国意識とともに強化されていった。歴史に刻まれたアイデンティティ問題とその実態はさらに究明されなければならないが、歴史に虐げられたアイデンティティの実態は、在日韓国朝鮮人の存在が物語っている²²。

「脱国民国家・脱国境・脱民族」の「地球市民」においては、歴史を「記憶」し続けながら「赦しや和解を安易に口にせず」「アジア共同体的な感覚を育てる」「日常の積み重ね」が生活の姿勢である。

2. 今を生きる：2010年の情勢と認識

2010年の情勢

「韓国併合」百年を迎えた2010年3月に天安艦沈没事件が、11月に延坪島砲撃事件が勃発するなど、南北間の軍事的対立の緊張は緩むことなく、間歇的な衝突が絶えない。南・北の宥和をうたった韓国の太陽政策(1998)は政権交代(2008.2)後、金剛山観光客射殺事件(2008.7)による冷却状態が続くなまでの出来事であった。1953年の休戦協定以来、変わらぬ現状である。

北の核問題解決のために始まった六者協議は、極東地域における新たな秩序の模索を試みるもの、その断続を繰り返している。韓国は、旧ソ連(1990.9)と中国(1992.8)との国交正常化後、相互協力関係を活発化している反面、北の朝鮮は、米国とも日本とも国交正常化のための話し合いに新たな進展の気配はいまだ見えない。また北は、三代権力世襲を全面的公式化した(2010.9)のであり、日本と韓国は、米国を中心とする軍事的連携の下、あらたに二国間の軍事的協力体制の模索に合意(2011.1)したばかりである。日韓の新たな歩である。今後、半島情勢の変化に目を離せない状況が続くな、日韓協力のあり方やそのゆくえも注目される。

以上のような2010年の現況を念頭に置きながら、まず8月10日閣議決定し発表された菅直人首相の「韓国併合」百年を迎えての談話について考えてみたい。

菅直人首相談話

菅首相は、「本年は、日韓関係にとって大きな節目の年です。ちょうど百年前の8月、日韓併合条約が締結され、以後36年に及ぶ植民地支配が始まりました。三・独立運動などの激しい抵抗にも示されたとおり、政治的・軍事的背景の下、当時の韓国の人々は、その意に反して

行われた植民地支配によって、国と文化を奪われ、民族の誇りを深く傷付けられました」と言い出し、つぎのように歴史に対する姿勢を言明した。

私は、歴史に対して誠実に向き合いたいと思います。歴史の事実を直視する勇気とそれを受け止める謙虚さを持ち、自らの過ちを省みることに率直でありたいと思います。痛みを与えた側は忘れやすく、与えられた側はそれを容易に忘れるることは出来ないものです。この植民地支配がもたらした多大の損害と苦痛に対し、ここに改めて痛切な反省と心からのお詫びの気持ちを表明いたします。

(下線は強調：権)

そして「これまで行ってきたいわゆる在サハリン韓国人支援、朝鮮半島出身者の遺骨返還支援といった人道的な協力を今後とも誠実に実施していき」「日本が統治していた期間に朝鮮総督府を経由してもたらされ、日本政府が保管している朝鮮王朝儀軌等の朝鮮半島由来の貴重な図書について、韓国の人々の期待に応えて近くこれらをお渡ししたい」と、日本政府の措置について具体的に説明している。

「日本と韓国は、二千年來の活発な文化の交流や人の往来を通じ、世界に誇る素晴らしい文化と伝統を深く共有し」「さらに、今日の両国の交流は極めて重層的かつ広範多岐にわたり、両国の国民が互いに抱く親近感と友情はかつてないほど強くなっている」「日韓両国は、今この21世紀において、民主主義や自由、市場経済といった価値を共有する最も重要で緊密な隣国同志となって」「将来の東アジア共同体の構築をも念頭に置」き「幅広く地域と世界の平和と繁栄のために協力してリーダーシップを發揮するパートナーの関係」と言明し、「私は、この大きな

歴史の節目に、日韓両国の絆がより深く、より固いものとなることを強く希求するとともに、両国間の未来をひらくために不断の努力を惜しまない決意を表明いたします」と結んでいる。

菅首相を応援するメッセージは、同日「過去を反省・点検し、未来に向かってさらに強固な関係を築くよう努力すべきだ」、「最近は人の往来、文化の交流が目覚ましく、関係がますます緊密になっているが、さらに日中韓の提携を図り、東アジアの発展と発言の強化に進むべきだ。韓国との提携はその中心軸で、国を挙げて日韓友好にさらに努力をいたしたい」と、日韓協力委員会会長をつとめる元首相中曾根康弘から出された。

首相談話に対する反対批判論

この菅首相談話は、彼自身の歴史に対する姿勢を明確に示している点に特徴があり、主体として「私」の歴史に向き合う姿勢・意識には、多くの人々も共感したものと思われる。しかし、反感をあらわす人々も相当あった。「世論の反対を無視した」という批判が与・野党議員から出た。「補償」への展開を危惧する政治家も少なくなく、元首相安倍晋三らの「創生『日本』」は「既に決着していた歴史問題を再び蒸し返す」「国益を大きく損なう」首相談話を決定したことに対する抗議声明を発表した。「補償」論を警戒したあまり、「自虐的な歴史認識」と「日本国民と日本の歴史に対する重大な背信」と評したのである。

歴史認識に関して、公人たる首相の「私」の姿勢表明に対して、つぎにみる民間有志は、「(首相)地位にたまたま就いていた者の個人的感想の表白に過ぎず」と批判していたのである。

与野党の政治家をも含む民間各界の有志は、首相談話二日後、「日韓併合百年『首相謝罪談話』

を許さない緊急国民集会」を開いた。その集会は、「韓国併合条約は、両国政府の合意の上に締結され、かつ列国から承認され、また今日においてもその国際法上の有効性は世界の学者から認められ」おり、日韓基本条約により「日韓両国は、相互に相手に対する請求権を放棄し、日本統治時代の個人補償請求問題も『完全かつ最終的に』解決されている」と述べ、首相談話は「朝鮮統治時代に朝鮮の近代化と発展のために日本が最大限の努力をした事実や、日韓基本条約締結時を含め日本の莫大な援助が韓国の経済発展の基礎になった事実を無視している」と主張する。そして「菅談話は、河野談話、村山談話、小泉談話と同様、過去現在未来の日本国民を侮辱・愚弄すると同時に、朝鮮半島諸勢力にはその期待に応える振りをしてはぐらかすものであり、日韓双方に国民的憤激を巻き起こし、相互の軋轢を激化させるものである。表明された意図とは反対に、日本の首相が談話を出すたびに、日韓間の紛争と双方の国内の対立が激化してきた」とも述べている。

ようするに、韓国併合条約の国際法上の有効性と植民地朝鮮の近代化のために最大限の努力をした事実、日韓基本条約締結の際に個人補償請求問題の完全かつ最終的に解決し、日本の莫大な援助が韓国の経済発展の基礎になった事実を無視した首相談話は、「過去現在未来の日本国民を侮辱・愚弄する」、「日韓双方に国民的憤激を巻き起こし、相互の軋轢を激化させる」ものだとし、その廃棄を主張したのである。

そして、日韓関係の原則として「第一に、両国関係は、いわゆる「歴史認識」から独立していかなければならない」「第二に、両国関係は、一方の側の道徳的優越感とそれに基づく他方への断罪、及びそれに対応する他方の側の「原罪」的罪悪感と謝罪に立脚してはならない」という考えをも示している。

以上のような批判論は、一部新聞の論説においても述べられていて、相当数の日本人の根深い意識の表明であることがわかる。依然と存在している批判論からは、日韓の和解・友好をはかることは不可能であり、日本の孤立を強化するだけである。今度の首相談話まで積み重ねられてきた日本の歴史認識が世界にも知られている今、真の和解・友好のため、偏狭な愛国主義は止揚しなければならず、開かれた政治文化を互いに育てていく必要がある。東アジア人に尊敬される政治のリーダーシップが期待される所以である。あらたな政治思想文化を育んでいかなければならない理由でもある。

首相談話に対する南・北の反応

菅直人首相談話について、韓国政府は「不幸な過去を克服し、未来の明るい韓日関係を築いていく菅首相と日本政府の意志と受け止める」と歓迎の意向を示し、「朝鮮王室儀軌」などの早期「返還」を表明したことを評価し、「韓国政府としても過去の不幸だった歴史に対する正しい認識と省察を土台に、現在の緊密な韓日両国関係が未来に向かったパートナー関係としてより層発展していくよう希望する」と論評した。

いっぽう、北の朝鮮民主主義人民共和国の反応はつぎのようであった。

朝鮮中央通信は20日、「併合は前代未聞の国家テロ」とする長文の「告発状」(19日付)を発表、菅直人首相談話について「わが国に対する国権強奪を認めず、謝罪も賠償もしようしない強盗的な姿勢がにじんでいる」と指摘、過去清算を回避しようとしていると非難した。また、菅首相の談話は、村山富市談話(1995)や小泉純一郎の平壤宣言(2005)の歴史認識よりも「さらに後退した」と評した。

日韓知識人共同声明

このように内外から批評された首相談話の3ヶ月前の5月10日に、日韓それぞれ105人による「『韓国併合』100年日韓知識人共同声明」が東京とソウルで同時発表され、日本政府の出方が注目された。

日韓知識人共同声明は、「1910年8月29日、日本帝国は大韓帝国をこの地上から抹殺し、朝鮮半島をみずからの領土に併合することを宣言した」とはじまり、2010年を迎える、「韓国併合の過程がいかなるものであったか、『韓国併合条約』をどのように考えるべきかについて、日韓両国の政府と国民が共同の認識を確認することが重要である」との認識を示し、この問題こそ両民族の間の「歴史問題の核心」であり、「和解と協力のための基本」であるという。そして、今まで両国の歴史研究者によって、「韓国併合」が「長期にわたる日本の侵略、数次にわたる日本軍の占領、王后の殺害と国王・政府要への脅迫、そして朝鮮の人々の抵抗の虐殺の結果」実現されたことが明らかになり、「韓国併合」は、「皇帝から民衆までの激しい抗議を軍隊の力で押しつぶして」実現された、文字通りの「帝国主義の行為」であり「不義不正の行為」であると、併合条約に対しては「力によって民族の意志を踏みにじった」歴史的真実が、「平等な両者の自発的な合意によって、韓国皇帝が日本に国権の譲与を申し出て、日本の天皇がそれをうけとて、韓国併合に同意した」という「神話」によって覆い隠され、前文も条約本文も「偽り」であるという。さらに条約締結の手続きや形式にも重大な欠点と欠陥が見いだされ、よって「韓国併合にいたる過程」も「韓国併合条約」も「不義不当」であると断言する。

したがって1965年の日韓基本条約の第二条の解釈において、「韓国併合条約」の「当初より null and void」とする韓国側の解釈が共通に受け入れられるべきであると主張する。

また河野官房長官談話（1993）、村山総理談話（1995）、日韓共同宣言（1998）、日朝平壤宣言（2002）などにより「新しい認識」の基礎がつくられ、米国議会がハワイ併合の前提をなしたハワイ王国転覆の100年目にあたる1993年、

「不法な illegal 行為」と認め、謝罪する決議を採択したことや、近年「人道に反する罪」や「植民地犯罪」に関する国際法学界で進められているさまざまな努力などの「新しい正義感の風」を受けて、「侵略と併合、植民地支配の歴史を根本的に反省する時」がきていると述べている。

そして両国知識人は、この「共通の歴史認識」に立って両国間の歴史に由来する多くの問題を問い合わせ、「共同の努力」によって解決していくことができる「和解のためのプロセス」を層「自覚的」に進める覚悟をも示す。反省と省察の上、共同努力による和解に向けた自覚的実行実践の覚悟を宣言しているのである。とともに、「共通の歴史認識をさらに強固なものにする」ため、日本政府に、植民地支配時の記録文書の収集・公開の「義務」があると明言した。

最後には、「罪の許しは乞わねばならず、許しはあたえられねばならない。苦痛は癒され、損害は償われなければならない」と述べた後、関東大震災時の朝鮮人住民の大量殺害や、日本軍「慰安婦」問題にも言及し、さらに「韓国政府が取り組みを開始した強制労働者・軍人軍属に対する慰労と医療支援の措置に、日本政府と企業、国民は積極的な努力で応えること」をも要請している。そして、朝鮮民主主義人民共和国と日本との国交正常化の推進も提案している。そしてつぎのように結んでいる。

このようにすることによって、韓国と日本の間に、真の和解と友好に基づいた新しい100

年を切り開くことができる。この趣意を韓日両国の政府と国民に広く知らせ、これを厳粛に受け止めることを訴える。

この日韓知識人声明からみると、菅直人首相の談話に不十分な点は多々あるものの、「韓国併合百年」に対する菅首相の姿勢とは通底する認識基盤の存在が感じられる。首相談話に対する懐疑的意見や反対・批判意見も多くあるなか、日本発「新しい正義感の風」の動向が注目される。

3. 日本人の思想課題として「韓国併合」

記憶の装置として記念：心に刻む²³

「韓国併合にいたる過程」が「不義不当」であり、「韓国併合条約」も「不義不当」であることを明らかにした研究成果と、歴代首相談話の積み重ねてきた「新しい認識」によって「今日日本政府が公式的に、併合と併合条約について判断を示し、日韓基本条約第二条の解釈を修正することを可能にしている」し、また「侵略と併合、植民地支配の歴史を根本的に反省する時がきている」と日本政府と日本国民に訴えた日韓知識人は、「罪の許しは乞わねばならず、許しはあたえられねばならない。苦痛は癒され、損害は償われなければならない」と互いに和解の意志を確かめ合った後、「眞の和解と友好に基づいた新しい100年を切り開くことができる」と希望と自信を述べ、韓日両国の政府と国民にこの趣意を「厳粛に受け止める」よう訴えたのである。この声明は、日韓の人々が「眞の和解と友好」のために今まで追求してきた最高の到達点であると評価できる。

首相談話に対する反対意見が根強く存在している今、日韓知識人が共同声明において確認し合ったように、「侵略と併合、植民地支配の歴史

を根本的に反省」し、「罪の許しは乞わねばならず、許しはあたえられねばならない」という和解の意志を持ち合わせ、眞の和解と友好を積み重ねて実践することが課題として明らかになった。

まず、その出発点となるのが「侵略と併合、植民地支配の歴史」に対する認識と反省である。このような歴史認識を共有できるように教育現場で実践する教員の活動²⁴には、心をうたれる思いがした。

つぎは、「罪の許しは乞わねばならず、許しはあたえられねばならない」という和解の意志を持ち合わせることである。しばしば聞く「いつまで謝罪し続けるのか」という不満の声は、「侵略と併合、植民地支配の歴史」を「記憶の穴」に「屍体」として葬り去る「忘却」の願望のあらわれにほかならない。ゆえに「罪の許しを乞い、許しをあたえる」儀式を続けることが肝要である。「侵略と併合、植民地支配の歴史」が、記憶し続けなければならない歴史メモリアルになった時に、日韓そして東アジアの新しい時代がひらかれる。

「韓国併合」百年の2010年は、「侵略と併合、植民地支配の歴史」に対する認識と反省を新たにし心に刻む1年目に、互いに「罪の許しを乞い、許しをあたえ」記憶し続ける1年目にしたい。「韓国併合」の記念すべき所以である。

思想材料として儒教：「仁」・「自修」

ここで、儒教の「仁」に対する朝鮮儒学者の解釈を参考に紹介して結びたい。

「人」と「二」による会意字である「仁」の意味について、孔子は自ら「人を愛す」といい、「己れの欲せざる所、人に施すことなかれ」と、「己れ立たんと欲して人を立て、己れ達せんと欲して人を達す」ともいった。弟子の曾子は「夫子の道は忠恕のみ」と説明した。会意字「忠」は自分の「中」の「心」、「恕」は自分の「心」

の「如」く、という字義と、「己れ」の「人」に対し「愛す」「欲す」「施す」の意識・行動から、孔子のいう「仁」が理解できると思う。

朱子学と人々に親しまれている朱熹は、「仁」を「義」「礼」「智」とともに人の生まれつきの「性」と解釈し、「忠・恕」については「己れを尽くす（尽己）」と「己れを推して人に及ぶ（推己及人）」と注釈した。この解釈を総合すると、己れに備えられている「性」である「仁」を尽くすことが「忠」であり、そのような己れのことを推し量って人に及ぶことが「恕」である。己れと人の二人の関係において成り立つ道徳の実践を、人間本有の道徳性「仁」の発現によるという解釈である。すなわち、道徳主体としての人間観の哲学的定立がなされたのである。

朱熹においては、聖人も人と同類だとした孟子思想も継承されて、人は誰も道徳的に聖人に成れる存在と定義される。「聖学」といわれるゆえんである。このような朱熹の思想は、「己れを修めて人を治める（修己治人）」政治思想に展開される。この道徳による「教化」の政治思想は、政治世界において士大夫の責任を自負し宣言したものであった。

この朱熹の哲学を修めた両班の新進士大夫の革命によって誕生した朝鮮王朝において、儒教は「聖学」として発展していく。江戸時代の儒学者に重宝された退渓李滉（1501～1570）の『聖学十図』や栗谷李珥（1536～1584）の『聖学輯要』は、国王に進上された「聖学」テキストであった。国王こそ「聖学」に励むべき最も重要な地位にいるからである。

しかし、これほど重視されている朱熹の「仁」解釈に対して、太宰春台（1680～1747）の著作を通じて徂徠の古文辞経学にも接した茶山丁若鏞（1762～1836）は、全面否定し新たな解釈を示した。「仁」は、生まれつきの性ではなく、努力して「成した徳」だというのである。また、

「忠・恕」については「自ら修める（自修）」のみだとし、道徳的に人への介入・干渉となる朱熹の解釈「修己治人」を認めない。政治家・行政官の「治人」とは、職務上の「自修」があるのみである。ようするに、官に務める士大夫は、職務を全う（「治人」）しつつ「自修」をし続けて「仁」を成す。これが国王から与えられた任務であり、士大夫の使命である。このようにして、「仁政」が実現できるというのである。

丁若鏞のこのような解釈は、長い儒学伝統のなかで育まれた朝鮮社会の成熟度をあらわす、新しい思想であった。道徳主体としての人間観の哲学的定立が朱熹によってなされたものの、それによる他の道徳主体への干渉の問題を正すべく、自立し「自修」する道徳主体としての人間観を新たに示したのである。この人間観においては、己れの道徳と公的職務との理論上の区別が示され、実践上においての両者並行が勧められたのである。当時の朝鮮社会において丁若鏞の思想は、「治人」を担う政治家・行政官には、「治人」の職務上のさらなる「自修」を求める方、自立し「自修」する存在として「民」をも認めるものであった。

「自修」の民：国境なき民主主義

以上のような朝鮮儒教の思想的展開を参考にしながら、日韓知識人の共同声明をあらためてみてみたい。

日韓知識人は、それぞれ「韓国併合」に対する認識を互いに確認しあい、反省すべきを自ら反省し、「罪の許しは乞わねばならず」と、「許しはあたえられねばならない」と自覚しあい、日本政府に、日本の関係企業に、そして日韓両国民に共同声明の趣意を広く知らせ、その趣意を厳粛に受け止めることを訴えたのである。声明を出した知識人はもちろん、その趣意を受け入れた人々は、自分の仕事をしながら、「自修」

し続けるのみである。歴史認識も反省も謝罪も許しも、自覚的なことだからである。菅首相自身の「歴史の事実を直視する勇気とそれを受け止める謙虚さを持ち、自らの過ちを省みることに率直でありたい」という姿勢表明に共感するのは、その自覚から新たな自覚が芽生える契機となる。

このようにして自覚し「自修」し続ける人々によって、国境なき民主主義社会が実現されていくことを期待しながら、私の今日を生きる。

【附記】2010年度本学教養学部の「韓国文化演習Ⅰ」(受講生：早川静香、宮本真左美、坂下日香里)と「同Ⅱ」(同：福島一寛、宮本真左美、坂下日香里)、大学院文化科学研究所の「日韓文化交流史Ⅰ」(同：岩田彩子、伍井優、高橋春香、押田眞介、申東允)と「同Ⅱ」(同：岩田彩子、伍井優、高橋春香、申東允、塚田浩恭)において、「韓国併合」百年を取りあげ、関連論文などを用いて演習を行った。このノートは、これらの演習終了後の私のメモである。

注

- 1 『伊藤博文伝』下(春畝公追頌会 1940)【参考五十五】朝鮮総督府外務局小松緑宛前外務次官倉知鐵吉覚書、大正2年3月10日
- 2 「併合」は「弁合」と通じ古典に用例がある。海野福寿『韓国併合史の研究』岩波書店 2000 は、『日本外交文書』収録の1905年7月28日付電報に「併合ノ時機一タビ到来セバ…」とあるなど、複数の使用例を示し「倉知造語説」に疑義を唱えた。「倉知造語説」とは君島和彦が「韓国廃滅か韓国併合か?」『日本近代史の虚像と実像』2、大月書店 1990において「日本の外交文書を見るかぎり、『併合』という用語の初発は、1909年7月6日閣議決定(同日天皇決裁)の『韓国併合に関する件』であろう」と述べた後、「『併合』という用語は、韓国が『全然廃滅に帰して帝国領土の一となる』意味をもたせて作った新語であった」と記したことに対する批判であった。倉知自身の述懐に誇張もあって「新語」ではなく、また「造

語」とも言えない。だが、「全然廃滅に帰して帝国領土の一となる」意味の韓国「併合」は、倉知が1909年3月30日に桂首相に提出した「第一号方針書及施設大綱書」に用いられ、後に「韓国併合に関する件」においてはじめて公式用語となつたことは確かである。

- 3 李泰鎮の「韓国併合派成立していない」上下が1998年『世界』7月号と8月号に発表され、これに対する海野福寿、笹川紀勝・坂本茂樹、荒井信一が寄稿し、2000年まで歴史学者と国際法学者による活発な誌上議論が展開された。経緯の詳細は、笹川紀勝・李泰鎮編『国際共同研究：韓国併合と現代歴史と国際法からの再検討』明石書店 2008 を参照されたい。
- 4 小川原宏幸『伊藤博文の韓国併合構想と朝鮮社会』岩波書店 2010
- 5 松田利彦氏が韓国国会図書館所蔵を発見したとい。松田利彦『日本の朝鮮植民地支配と警察』校倉書房 2009 を参照されたい。
- 6 趙景達「戦後日本の朝鮮史研究 近代史研究を中心に」『歴史学研究』2010.7 と同『植民地期朝鮮の知識人と民衆 植民地近代性論批判』有志舎 2008 を参照されたい。
- 7 中塚明「日本近代史研究と朝鮮問題」『歴史学研究』2010.6 に紹介された鈴木淳「史料紹介：『雲揚』艦長井上良馨の明治八年九月二九日付江華島事件報告書」『史学雑誌』第111編第12号、2002.12 によると、当初『郵便報知新聞』に第一報告書の内容が、のちに改訂報告書の内容が報道されていたとい。
- 8 上掲の中塚論文。同『歴史の偽造をただす：戦史から消された日本軍の「朝鮮王宮占領」』高文研 1997 を参照されたい。一部の「日清戦争：第12篇第48章第3草按」は福島県立図書館デジタルライブラリにて閲覧できる。
- 9 笹川紀勝・李泰鎮編前掲書第二章の李泰鎮「一九〇四～一九一〇年、韓国国権侵奪条約の手続き上の不法性」を参照されたい。
- 10 同上
- 11 高崎宗司『「妄言」の原形 日本人の朝鮮観』木犀社 1990、増補三版 2002 を参照。
- 12 中塚明『司馬遼太郎の歴史観 その「朝鮮観」と「明治栄光論」を問う』高文研 2009、趙景達「近代日本のなかの『韓国併合』」「近代日本のなかの『韓国併合』」東京堂出版 2010 を参照されたい。
- 13 高橋哲哉「2010年の戦後責任論 『応答の失敗』からの再出發」『世界』2010.1
- 14 板垣竜太「〈東アジアの記憶の場〉に向けて 朝鮮史からの視点」『歴史学研究』2010.6

- 15 「世界史の中の『韓国併合』 1910 年前後の国際関係の中で」『歴史学研究』2010.6
- 16 権純哲「松田甲の『日鮮』文化交流史研究」『埼玉大学紀要教養学部』第 44 卷第 1 号、2008 を参照されたい。
- 17 フランスの「記憶の場」論にならって、いま日本の「記憶の場」としては、「日の丸」「君が代」「原爆ドーム」「平和の礎」「靖国神社」「戦艦ヤマト」「武士道」「国語」などを例としてあげることができるとと思う。
- 18 宮嶋博史「コメント：日本の朝鮮認識の転換を目指して」『近代日本のなかの「韓国併合」』東京堂出版 2010。そこに収録された「コラム 3：儒教的近代性とは」を参照されたい。
- 19 『单一民族神話の起源 <日本人> の自画像の系譜』新曜社 1995、『<日本人> の境界 沖縄・アイヌ・台湾・朝鮮：植民地支配から復帰運動まで』新曜社 1998
- 20 成田龍一「『帝国責任』ということ 併合 100 年を契機に考える」『思想』2010.1
- 21 松村武史『朝鮮植民者：ある明治人の生涯』三省堂 1972
- 22 小熊英二・姜尚中編『在日一世の記憶』集英社新書 2008 を参照されたい。
- 23 「心に刻む」とは、ヴァイツゼッカードイツ大統領の 1985 年 5 月 8 日演説を翻訳紹介した永井清彦氏の「信徒ヴァイツゼッカーと政治」『桃山学院大学キリスト教論集』第 45 号 2010.3 の「Erinnerung=記憶、回想、思い出（の品）」の翻訳である。この訛語選びの逸話のほか、「Sühne=（罪、過失の）償い、贖罪」の派生語「Versöhnung」を「心からの和解」と翻訳した例も参考になる。氏翻訳の『荒れ野の 40 年』岩波ブックレット 1986 と、「戦後 50 年：日本の〈いま〉を考える：歴史を心に刻む」と印刷された帯付きの氏編訳の『ヴァイツゼッカードイツ大統領演説集』岩波書店 1995 をも参照されたい。
- 24 善元幸夫「日韓合同授業研究会 15 年から見えてきたもの」『世界』2010.1、森口等「実践記録・高校：地域に根ざし未来を志向する『韓国併合』授業」『歴史地理教育』2010.8、金旻秀「実践記録・高校：韓国高校生は『日帝時代』をこう考える」同上を参照されたい。

【附録】特集記事目録

『世界』 岩波書店、2010.1

特集「韓国併合 100 年 現代への問い」

- 和田春樹・藤原帰一・姜尚中：討議「朝鮮植民地支配とは何だったのか」 『帝国』 日本と現代
成田龍一「『帝国責任』ということ 併合 100 年を契機に考える」
坂本義和「東アジアを超えた『東アジア共同体』の構想を ヒューマニティと多文化世界」
高橋哲哉：インタビュー「2010 年の戦後責任論 『応答の失敗』からの再出発」
尹健次「天皇制と朝鮮」
池明觀「日本の大衆文化開放の頃 ひとつの証言」
善元幸夫「日韓合同授業研究会 15 年から見えてきたもの」

『思想』 岩波書店、2010.1

特集：「韓国併合 100 年」

- 水野直樹：思想の言葉
宮嶋博史「日本史認識のパラダイム転換のために 『韓国併合』 100 年にあたって」
井上勝生「東学農民軍包围殲滅作戦と日本政府・大本營 日清戦争から『韓国併合』 100 年を問う」
慎着宇「韓国軍人の抗日蜂起と『韓国併合』」
小川原宏幸「伊藤博文の韓国統治と朝鮮社会 皇帝巡幸をめぐって」
趙景達「武断政治と朝鮮民衆」
松田利彦「内務官僚と植民地朝鮮」
岡本真希子「植民地期の政治史を描く視覚について 体制の内と外、そして『帝国日本』」
李成市「『韓国併合』と古代日朝関係史」
須田努「江戸時代 民衆の朝鮮・朝鮮人観 浄瑠璃・歌舞伎というメディアを通じて」
深谷克己「近世日本と東アジア 『東アジア法文明圏』の視界」
吉野誠「明治初期の日朝関係と征韓論」
山田昭次「今日における関東大震災時朝鮮人虐殺の国家責任と民衆責任」
板垣竜太「日韓会談反対運動と植民地支配責任論」
和田春樹「韓国併合 100 年と日本人」

『季刊日本思想史』 No.76、ペリカン社、2010.6

特集 植民地朝鮮における歴史編纂：「併合 ○○年」からの照射

- 金性攷「朝鮮史編修会の組織と運用」
尹海東「トランシスナショナル・ヒストリーの可能性」
磯前順一・金泰勲「ポストコロニアル批評と植民地朝鮮」
桂島宣弘「植民地朝鮮における歴史書編纂と近代歴史学 『朝鮮半島史』を中心に」
長志球絵「『朝鮮史』史料探訪『復命書』を読む 『朝鮮史』編纂と帝国の空間」
沈熙燦「実証される植民地、蚕食する帝国 今西龍の朝鮮史研究とその軋み」
全成坤「『朝鮮史』と崔南善」
佐々充昭「総督府朝鮮史編纂における檀君論争と李能和の朝鮮神教論」
高吉嬉「(在朝日本人二世) 旗田巍における内なる朝鮮」

『歴史学研究』 No.867、歴史学研究会、2010.6

特集「韓国併合」100 年と日本の歴史学（I）

- 中塚明「日本近代史研究と朝鮮問題」
南塚信吾「世界史の中の『韓国併合』 1910 年前後の国際関係の中で」
樋口雄一「植民地末期の朝鮮農会と食 江原道農民を事例として」

金富子「ジェンダー史・教育史から見た植民地近代性論」
岡本公一「比較植民地主義試論 — 日本とアメリカを事例として」
板垣竜太「〈東アジアの記憶の場〉に向けて — 朝鮮史からの視点」
『歴史学研究』No.868、歴史学研究会、2010.7
特集「韓国併合」100年と日本の歴史学（II）
趙景達「戦後日本の朝鮮史研究 — 近代史研究を中心に」
藤井たけし「ファシズムと第三世界主義のはざまで — 冷戦形成期における韓国民族主義」
庵途由香「植民地期朝鮮史像をめぐって — 韓国の新しい研究動向」

『歴史地理教育』No.763、歴史教育者協議会、2010.8
特集：歴史教育から問う「韓国併合」
君島和彦「韓国から見た『併合』100年」
趙景達「植民地下の朝鮮民衆 — 「韓国併合」一〇〇年に際して」
駒田和幸「絵画から考える『韓国併合』」
森口等「実践記録・高校：地域に根ざし未来を志向する『韓国併合』授業」
金晏秀「実践記録・高校：韓国高校生は『日帝時代』をこう考える」
松林洋「サハリンにおける戦後『棄民』」
高吉嬉「遅ればせながらの〈チャンス〉としての『韓国併合100年』」

【参考図書】

- 小川原宏幸『伊藤博文の韓国併合構想と朝鮮社会』岩波書店 2010
和田春樹『これだけは知っておきたい：日本と朝鮮の100年史』平凡社新書 2010
安田常雄・趙景達編『近代日本のなかの「韓国併合』』東京堂出版 2010
松田利彦『日本の朝鮮植民地支配と警察 — 一九〇五年～一九四五年』校倉書房 2009
和田春樹『日露戦争 起源と開戦』上下、岩波書店 2009
趙景達『植民地期朝鮮の知識人と民衆 — 植民地近代性論批判』有志舎 2008
久留島浩・趙景達編『アジアの国民国家構想 — 近代への投企と葛藤』青木書店 2008
水野直樹『創氏改名 — 日本の朝鮮支配の中で』岩波新書 2008
小熊英二・姜尚中編『在日一世の記憶』集英社新書 2008
李升熙『韓国併合と日本軍憲兵隊 — 韓国植民地化過程における役割』新泉社 2008
慎蒼宇『植民地朝鮮の警察と民衆世界 1894-1919』有志舎 2008
笹川紀勝・李泰鎮編『国際共同研究：韓国併合と現代 — 歴史と国際法からの再検討』明石書店 2008
佐藤卓己・孫安石編『東アジアの終戦記念日』ちくま新書 2007
海野福寿『韓国併合史の研究』岩波書店 2000
森山茂徳『日韓併合』吉川弘文館 1992